

市民税・道民税の申告

税金
 税務課市民税係
 ☎(24)0158

本庁舎
1階5番

年金収入額が年間400万円以下の方(かつ年金以外の所得が20万円以下の方)は、平成23年分収入から所得税の確定申告が不要になりました。しかし、確定申告を行わないと社会保険料控除額、医療費控除額などが反映されず、市民税・道民税が正しく算定されないことがあります。

「市民税・道民税の申告」を行うことで正しい税額の計算を行うことができますので、平成24年度市民税・道民税の申告を行うっていない方は、税務課市民税係までご連絡ください。

なお、所得税の還付申告などですでに確定申告をされた方や市役所のほかの窓口で障害年金や遺族年金の申告をされた方など、市民税・道民税の申告が必要ない方もいますので、詳しくは市民税係に確認してください。



敬老会を開催します

参加
 高齢者支援課
 高齢福祉係
 ☎(24)0295

本庁舎
1階9番

長年、社会に貢献されてきた高齢者の皆さんの長寿と健康をお祝いする「敬老会」を開催します。

【対象】市内に居住する昭和12年9月15日までに生まれた、おおよね75歳以上の方(事前に案内はがきを送りますので、当日ご持参ください)

※幌加・協和・新川・東丘地区と支笏湖地区の方は、別に開催するため対象になりません。

【とき】9月12日(水) 開場9時30分
 開会10時

【ところ】市民文化センター大ホール
 ※敬老会終了後、老人福祉大会が開催され、芸能発表などがあります。

現況届・所得状況届の提出を忘れずに!

子育て
 子育て推進課
 子育て支援係
 ☎(24)0328

本庁舎
1階6番

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している方は、引き続き手当を受けるために「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。
児童扶養手当現況届は、8月31日(金)までに、特別児童扶養手当所

廃棄物
対策課
☎(23)2110



3R運動を 実践しよう!

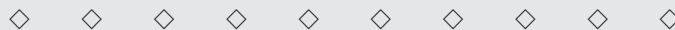
【3つのR】

- 1 Reduce(リデュース) : ごみの排出抑制**
 ・繰り返し使える容器(シャンプーなど)を購入し、中身がなくなったら詰め替え用を買うことで、容器のごみを減らす。
- 2 Reuse(リユース) : 製品・部品の再利用**
 ・リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。
- 3 Recycle(リサイクル) : 再資源化**
 ・ごみの分別をしっかりと行い、再資源化できるものは資源物として排出する。

「リサイクル」の実践は大事ですが、3R運動の中では最後の手段です。まず、ごみを出さないように「リデュース」する。また、大切なことは、物を大切に最後まで使う「リユース」することを心がけるようにお願いします。

※ワンポイントアドバイス

ごみになるものは家庭に持ち込まない、割り箸をもらわないなどのRefuse(リフューズ)を加えた4R運動も進んでいます。



つぎのひも ぶんべつわすれず ころろがけ

【標語作成者】よしだ ももか 吉田 桃香 さん(小4)

今月の
ごみ減量標語

得状況届は、8月13日(月)から9月10日(月)までに提出してください。この届出を提出しないと手当を継続して受けられなくなりますのでご注意ください。

障がい者地域自立支援協議会委員を募集します

募集
 障がい者支援課
 自立支援係
 ☎(24)3131 内線868

本庁舎
1階8番

障がい者の福祉サービスや、医療、教育、雇用、権利擁護など地域での暮らしを支えるさまざまなことについて、関係者といっしょ

に、広く市民の皆さんから意見を伺うため委員を公募します。

【応募資格】市内に居住する満20歳以上の方で障がい福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回会議に出席できる方

【募集人員】3人程度(うち障がいのある方または障がいのある方の家族 2人程度)

【任期】依頼の日から2年間 ※報酬や旅費はお支払いしません。

【応募方法】所定の応募用紙と作文の提出

【応募期間】8月13日～9月5日